

ICTを活用した歯科診療等について

「ICTを活用した歯科診療等に関する 検討会 報告書」(素案)について

I C Tを活用した歯科診療等に関する検討会 報告書（素案）の構成について

<目次案> 【本体】

1 経緯等

- (1) 背景
- (2) 目的
- (3) 取り扱う範囲
- (4) 用語の説明
- (5) 留意事項

2 オンライン診療等（歯科医師と患者間）

- (1) 基本理念
- (2) 期待される役割
- (3) 様々な形態
- (4) 現状の課題

3 歯科医師等医療従事者間での遠隔医療

- (1) 期待される役割
- (2) 様々な類型
- (3) 様々な形態

4 その他

【別冊】 歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針（仮称）

- 1 歯科におけるオンライン診療を取り巻く環境
- 2 本指針の関連法令等
- 3 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象
 - (1) 用語の定義
 - (2) 本指針の対象
- 4 歯科におけるオンライン診療の実施に当たっての基本理念
- 5 指針の具体的適用
 - (1) 歯科におけるオンライン診療の提供に関する事項
 - ア 歯科医師－患者関係／患者合意
 - イ 適用対象
 - ウ 診療計画
 - エ 本人確認
 - オ 薬剤処方・管理
 - カ 診察方法
 - (2) 歯科におけるオンライン診療の提供体制に関する事項
 - ア 歯科医師の所在
 - イ 患者の所在
 - ウ 患者が歯科衛生士等という場合のオンライン診療
 - エ 患者が歯科医師という場合のオンライン診療
 - オ 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 - (3) その他歯科におけるオンライン診療に関連する事項
 - ア 歯科医師教育／患者教育
 - イ 質評価／フィードバック
 - ウ エビデンスの蓄積

(留意事項)

- ※ 本報告書（別冊の「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針（仮称）も含める）は、歯科における特性等を踏まえ、I C Tを活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方等を整理したものであり、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」や「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を基本的な前提とする。
- ※ 歯科における遠隔医療の導入・実施に関する関係者の取組みを義務づけることを念頭に取りまとめるものではない。
- ※ 遠隔医療に関する社会情勢の変化、エビデンスの蓄積の状況等を踏まえつつ、様々な制度との関係性の観点を含め、今後も必要に応じて見直しを行うことが必要であるとともに、状況に応じて時限的又は特例的な取扱いが必要になる可能性もある。

1 経緯等

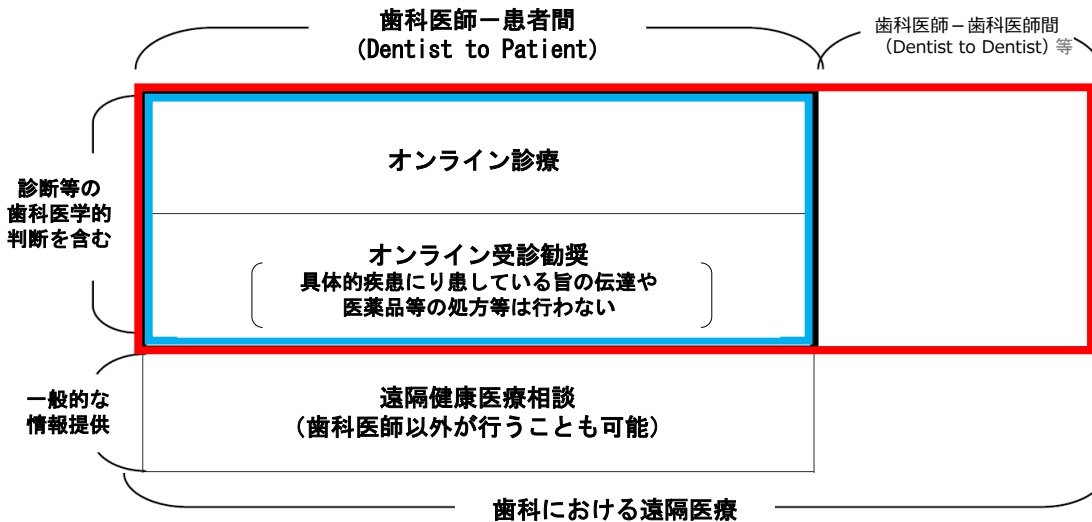
背景

- 遠隔医療のうち、例えば、医師又は歯科医師と患者間で実施されるオンライン診療については、これまで無診察治療等を禁じている医師法（昭和23年法律第201号）及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第20条との関係について、適切に実施される限り同条に抵触しないことが平成9年の厚生省健康政策局長通知等において示された。
- 平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年厚生労働省医政局長通知の別紙）が策定され、これまで計3回改定が行われる等段階的に利活用の環境が整備されてきた。
- また、オンライン診療その他の遠隔医療が幅広く適正に推進されるよう、令和5年6月に「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」（厚生労働省医政局長通知の別添）が策定された。
- 歯科診療においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療をして差し支えないこととされたが、その一方で、I C Tを活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方についてはこれまで示されていなかったため、I C Tを活用した歯科診療等について検討し、適切な実施に関する考え方を示すことを目的として、「I C Tを活用した歯科診療等に関する検討会」が設置され、これまで計●回議論が行われた。

目的

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」や「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を基本とした上で、歯科における特性等を踏まえた、I C Tを活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方を示すことを目的とする。
- なお、歯科におけるオンライン診療が、安全性・必要性・有効性の観点から、歯科医師、患者及び関係者が安心でき、かつ適切に行われるよう、歯科におけるオンライン診療の実施に当たっての「考え方」、「最低限遵守する事項」及び「推奨される事項」に加え、必要に応じ「望ましい例」や「不適切な例」等を示した「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針（仮称）」（以下「歯科オンライン診療指針」という。）を、本報告書の別冊として取りまとめる。

取り扱う範囲



本報告書の本体の対象範囲（赤枠）

- 歯科における遠隔医療のうち、遠隔健康医療相談等の一般的な情報提供を除くものを対象範囲とする。

本報告書の別冊（歯科オンライン診療指針）の対象範囲（青枠）

- 遠隔医療のうち、オンライン診療及びオンライン受診勧奨を対象範囲とする。（※詳細は13ページ）

用語の説明

ア 歯科における遠隔医療

- ・ 情報通信機器を活用した、健康増進、歯科医療に関する行為

イ 歯科におけるオンライン診療

- ・ 歯科における遠隔医療のうち、歯科医師-患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う行為

ウ 歯科におけるオンライン受診勧奨

- ・ 歯科における遠隔医療のうち、歯科医師-患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為。

エ 歯科におけるオンライン診療等

- ・ 歯科における遠隔医療のうち、「歯科におけるオンライン診療」及び「歯科におけるオンライン受診勧奨」を含むもの。

オ 歯科における遠隔健康医療相談（歯科医師）

- ・ 歯科における遠隔医療のうち、歯科医師-相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な歯科医学的助言を行う行為。相談者の個人的な状態を踏まえた診断など具体的判断は伴わないもの。

カ 歯科における遠隔健康医療相談（歯科医師以外）

- ・ 歯科における遠隔医療のうち、歯科医師又は歯科医師以外の者-相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な歯科医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個人的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の歯科医学的判断を伴わない行為。

キ 歯科におけるオンライン診療支援者

- ・ 歯科医師-患者間の歯科におけるオンライン診療において、患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合等に、その方法の説明など円滑なコミュニケーションを支援する者。家族であるか、看護師、歯科衛生士や介護福祉士等の医療・介護従事者であるかは問わない。

2 歯科におけるオンライン診療等（歯科医師と患者間）

基本理念

○ 歯科におけるオンライン診療の目的

- ・ 患者の日常生活の情報も得ることにより、歯科医療の質の向上に結び付けていくこと
- ・ 歯科医療を必要とする患者に対して、歯科医療に対するアクセシビリティ（アクセスの容易性）を確保し、よりよい歯科医療を得られる機会を増やすこと
- ・ 患者が歯科治療に能動的に参画することにより、歯科治療の効果を最大化すること

ア 歯科医師－患者関係と守秘義務

- ・ 歯科医師－患者間の関係において、歯科診療に当たり、歯科医師が患者から必要な情報の提供を求めたり、患者が歯科医師の治療方針へ合意する際等には、相互の信頼が必要となる。
- ・ 「かかりつけ歯科医」にて行われることが基本であり、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。

イ 歯科医師の責任

- ・ オンライン診療により歯科医師が行う診療行為の責任については、原則として当該歯科医師が責任を負う。
- ・ 歯科医師はオンライン診療で十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。
- ・ 患者の状態、歯科疾患の特性や歯科治療の内容等を踏まえ、対面診療とオンライン診療の「ベストミックス」を作ることによって、歯科診療の質が高まるように行うことが求められる。
- ・ 歯科医師は患者の医療情報が漏洩することや改ざんされることのないよう、情報通信及び患者の医療情報の保管について、歯科オンライン診療指針及び関連するガイドラインに沿って適切に行うことが求められる。

ウ 歯科医療の質の確認及び患者安全の確保

- ・ オンライン診療により行われる歯科診療行為が安全で最善のものとなるよう、歯科医師は自らが行った歯科診療について、対面診療の場合と同様に治療成績等の有効性の評価を定期的に行わなければならない。
- ・ また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、歯科医師は、必要な体制を確保しなければならない。

エ 歯科におけるオンライン診療の限界などの正確な情報の提供

- ・ 個別の疾病等の状況にもよるが、オンライン診療においては、対面診療に比べて得られる患者の心身の状態に関する情報が限定される。
- ・ 歯科医師は、オンライン診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で、患者及びその家族等に対して、オンライン診療の利点やこれにより生ずるおそれのある不利益等について、事前に説明を行わなければならない。

オ 安全性や有効性のエビデンスに基づいた歯科医療

- ・ 適切なオンライン診療の普及のためには、その歯科医療上の安全性・必要性・有効性が担保される必要があり、歯科医師は安全性や有効性についてのエビデンスに基づいた歯科医療を行うことが求められる。
- ・ 特に、オンライン診療においては、対面診療と比べて、歯科医療へのアクセスが向上するという側面がある一方で、得られる情報が少なくなってしまうという側面もあることを考慮し、安全性・必要性・有効性の観点から、適切な歯科診療を実施しなければならない。
- ・ 歯科診療は侵襲的な処置も多いことから、オンライン診療を行おうとする際は患者の状態や歯科疾患の特性等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。なお、オンライン診療は対面診療を適切に組み合わせて行うものであることに留意する必要がある。
- ・ オンライン診療は、対面診療に比べて得られる情報が少なくなってしまうことから、治験や臨床試験等を経っていない安全性の確立されていない歯科医療を提供するべきではない。

カ 患者の求めに基づく提供の徹底

- ・ オンライン診療は、患者がその利点及び生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的としたり歯科医師側の都合のみで行ったりしてはならない。

期待される役割

ア 歯科医療への時間、場面の制約の少なさに起因するもの

① 通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現

- ・ 患者の居宅等と歯科医療機関との距離、移動手段、患者の心身の状態などのため頻繁な移動が難しい場合に通院に伴う負担を軽減する。
- ・ 長期に渡り繰り返しの通院が必要な歯科疾患の治療について、定期的な直接の対面診療の一部をオンライン診療に代替し、歯科医師及び患者の利便性の向上、定期的な直接の対面診療にオンライン診療を追加し歯科医学管理の継続性等の向上を図ることを容易にする。
- ・ 歯科医療機関へのアクセスが制限されている場合に、患者からの求めと患者と歯科医師の相互の信頼関係に基づいて、現場の歯科医師の判断により対面診療を適切に組み合わせることでオンライン診療等を活用することにより、通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現の観点から有用である。

② 訪問歯科診療等に伴う歯科医師の負担軽減

- ・ 訪問歯科診療等が必要な患者について遠隔医療を活用することで、歯科医師が患者の居宅等まで移動する際の時間的負担を軽減する。

③ 歯科医療資源の柔軟な活用

- ・ 歯科系の診療科を標榜する病院（病院歯科）は病院全体の約2割であり、病院歯科の設置状況について地域差が大きくなっていること等から、近隣地域において専門性の高い歯科医療機関へのアクセスが制限されている疾患への対応等において、遠隔地の専門性の高い歯科医師の助言を受けることが可能となる。

④ 医科歯科連携の推進

- ・ 全身疾患を抱えた患者や在宅医療を希望する患者等に対して安全・安心な歯科診療を行うため、オンライン診療を適切に利用することにより、円滑で効率的・効果的な医科歯科連携が可能となる。

イ 患者と歯科医師の非接触下での診療に起因するもの

① 患者がリラックスした環境での診療の実施

- ・ 通院等につき大きな負担を感じる患者への歯科診療や、患者の居宅等の日常生活の状況下にある環境での歯科診療が可能となることにより、患者の受診時の抵抗感が軽減されるとともに、歯科医師とより率直にコミュニケーションを取ることが可能となり得る。

② 感染症への感染リスクの軽減

- ・ 感染症の流行下等において、他者と接触することなく歯科診療を実施できるため、医療従事者及び患者等の感染リスクを軽減することができる。

2 歯科におけるオンライン診療等（歯科医師と患者間）

様々な形態

- 歯科医師と患者間での歯科における遠隔医療は、患者側から当該診療に同席する者の有無や役割により、以下のア～カまでに掲げる類型が主に考えられる。

ア Dentist to Patient

- ・ 患者側に医療従事者の同席なしで、歯科医師と患者間で歯科診療を行う形態。
- ・ 歯科における遠隔医療の基本的な形態。

エ Dentist to Patient with その他医療従事者

- ・ 患者側に看護師等の医療従事者が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。
- ・ その他医療従事者による医学的な支援や情報通信機器の使用サポート等により、患者と歯科医師との間の円滑な意思疎通が可能となる。

イ Dentist to Patient with Dentist

- ・ 患者側にかかりつけ歯科医等の歯科医師が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。
- ・ 歯科医療資源が限られる地域においても、専門の歯科医師等による診療を受けることができる。
- ・ かかりつけ歯科医等の歯科医師が同席することで、専門の歯科医師等との情報共有がスムーズとなる。

オ Dentist to Patient with オンライン診療支援者（医療従事者以外）

- ・ 患者側に医療従事者以外のオンライン診療支援者が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。
- ・ オンライン診療支援者の情報通信機器の使用方法的サポート等により、患者と歯科医師の間の円滑なオンライン診療の実施が可能となる。

ウ Dentist to Patient with Dental hygienist

- ・ 患者側に歯科衛生士が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。
- ・ 歯科衛生士による歯科医学的な支援や情報通信機器の使用サポート等により、患者と歯科医師との間の円滑な意思疎通が可能となる。

カ Dentist to Patient with Doctor

- ・ 医師が訪問診療を行う際に、遠隔地にいる歯科医師が I C Tを活用し、医師と連携して歯科診療を行う形態。
- ・ 主治医等の医師が同席することで、かかりつけ歯科医が主治医等との情報共有が行いやすくなり、より円滑な医科歯科連携のもと、患者に対し診療を行うことができる。

※ より円滑な医科歯科連携の推進の観点から、「Doctor to Patient with Dentist」も形態の一つとして期待される。

2 歯科におけるオンライン診療等（歯科医師と患者間）

現状の課題

（I C Tを用いることが可能な診療形態や対象疾患、治療内容、初診の取扱い等）

- 歯科診療は、いわゆる侵襲性のある処置や観血的処置も多いことから、現時点で適切にオンライン診療を実施できる対象疾患や診療内容等は慎重に検討する必要がある。
- 基本的には対面診療であり、オンライン診療を対面診療と組み合わせることで医療の質が高まるような、オンライン診療として適切な内容を検証しながら、好事例を取り入れていくべきである。
- 特に初診については、オンラインのみでは診断に必要な情報を必ずしも十分に得ることができない場合もあるため、様々なパターンを考慮する必要がある。

（通信機器のセキュリティや個人認証）

- 口腔内を診察するためには、口腔内カメラ等の機器を用いる必要があり、一定の精度が必要となるが、その精度については対象疾患や歯科診療の目的等によって、求められる精度も変わりうる。
- そのため、オンライン診療を行う歯科医師が責任を持って、用いる機器等を適切に判断する必要がある。診療を行うための適切な機器がない場合は、速やかに対面診療につなげる必要がある。
- 通信機器のセキュリティや個人認証に関しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に準拠することが求められる。

（オンライン診療を行う歯科医師向けの研修）

- オンライン診療の実施に当たっては、歯科医学知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要であることから、医科と同様、オンライン診療を実施する歯科医師は研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得する必要がある。
- その研修を作成する際には、患者観点の内容も盛り込むことも重要である。

3 歯科医師等医療従事者間での遠隔医療

期待される役割

- 歯科医師等医療従事者間での遠隔医療は、「歯科医療資源の少ない地域」など地域における歯科医療の確保、効率的・効果的な歯科医療提供体制の整備や医科歯科連携の推進につながる可能性が期待される。

例：地域の歯科医療資源の特性を踏まえた歯科医療提供体制の課題の解消、移動距離や時間等の物理的な距離の解消
 専門の歯科医師が効率的に診療を行える環境整備、歯科医師等の生涯教育、歯科医師－医師間での診療支援

- ICTを活用することにより歯科医療従事者の働き方改革等にも寄与することも期待される。

様々な類型

- ア 歯科における遠隔放射線画像診断
 - ・ 遠隔地の歯科放射線科の歯科医師にCT又はMRI等の医用画像を共有し、画像診断に関する相談を行うもの
- イ 歯科における遠隔病理画像診断
 - ・ 遠隔地の口腔病理科の歯科医師に、患者から採取した組織又は細胞の標本の顕微鏡画像等を共有し、病理診断に関する相談を行うもの
- ウ 歯科における遠隔コンサルテーション
 - ・ 遠隔地にいる専門の歯科医師に診療情報や検査画像等を共有しながら診断・治療方針等に関する相談を行うもの
- エ 歯科における遠隔カンファレンス
 - ・ 多拠点にいる歯科医療関係者がテレビ会議システムを用いて、患者の事例検討等を行うもの
- オ 歯科における遠隔手術指導
 - ・ 手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の歯科医師へ共有することで、遠隔地にいる他の歯科医師の指導を受けながら手術を行うもの

様々な形態

- ア Dentist to Dentist
 - ・ 歯科医師－歯科医師間で実施する形態。（歯科医師間で診療支援等を行う遠隔コンサルテーション等）
 - （例）へき地の歯科診療所の歯科医師が、病院歯科の専門の歯科医師に歯科診療上行う相談
 口腔外科の歯科医師が大学病院の口腔病理科の歯科医師に病理画像を送り依頼する病理診断
- イ Dentist to Doctor
 - ・ 歯科医師－医師間で実施する形態。（歯科医師－医師間で診療支援等を行う遠隔コンサルテーション等）
- ウ Dentist to Dental hygienist、Dentist to その他医療従事者
 - ・ 歯科医師が直接患者を診療していない状態で、情報通信機器を通じ、歯科医師が歯科衛生士等の医療従事者を遠隔で指導する形態。
- エ Dental hygienist to Dental hygienist、その他医療従事者
 その他医療従事者 to その他医療従事者
 - ・ 情報通信機器を通じ、歯科医師以外の医療従事者間で支援・指導を行う形態。

4 その他

- 歯科におけるオンライン診療その他の遠隔医療は、へき地をはじめとした地域における歯科医療課題の解決に資する場合や、対面診療と一体的に地域の歯科医療提供体制を確保する観点もあることから、都道府県又は市町村は、地域の職能団体をはじめ地域関係者の協力のもと、適切に関与していくことが望ましい。
- 緊急時や新興感染症感染拡大時において、遠隔医療を活用する方法が有効である場合もあると考えられる。
- 歯科医師は退院調整会議等への参加が、現在必ずしも十分ではないことから、例えば退院調整時に I C T を有効活用することで、退院後もかかりつけ歯科医が円滑に患者の口腔管理を継続することにもつながる。
- I C T を活用し、医科と歯科の検査データ等の医療情報の共有化等により、医科歯科連携の一層の促進も期待される。
- 歯科医療分野のみならず、歯科疾患の予防など歯科保健分野においても、I C T を活用した取組は効果的な可能性がある。
- 歯科における遠隔医療を幅広く適正に推進するために、歯科医療従事者は必要な研修を受講する等ことにより、遠隔医療に関する知識の習得に努めることが求められる。
- 遠隔医療が各医療機関において適切に実施されるためには、各歯科医療機関において、遠隔医療の質を高めるための取組みが行われることが望ましい。
- オンライン診療その他の遠隔医療をより質の高いものしていくため、安全性や有効性に関する情報（エビデンス）を蓄積し、社会全体で共有・分析されることが望ましい。
- 新しい技術や動きが遠隔医療に与える影響について、安全性、必要性、有効性、プライバシーの保護等の個別の医療の質を確保するという観点に加え、対面診療と一体的に地域の医療提供体制を確保する観点も含め、引き続き留意する必要がある。
- 歯科における遠隔医療は、現時点においては非侵襲的な内容が想定されるが、将来的に様々なデバイス等が開発される可能性もあることから、そのような技術の開発の動向を見極めながら、必要に応じて遠隔医療のための条件等を検討する必要がある。

「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」(仮称)の骨子案について

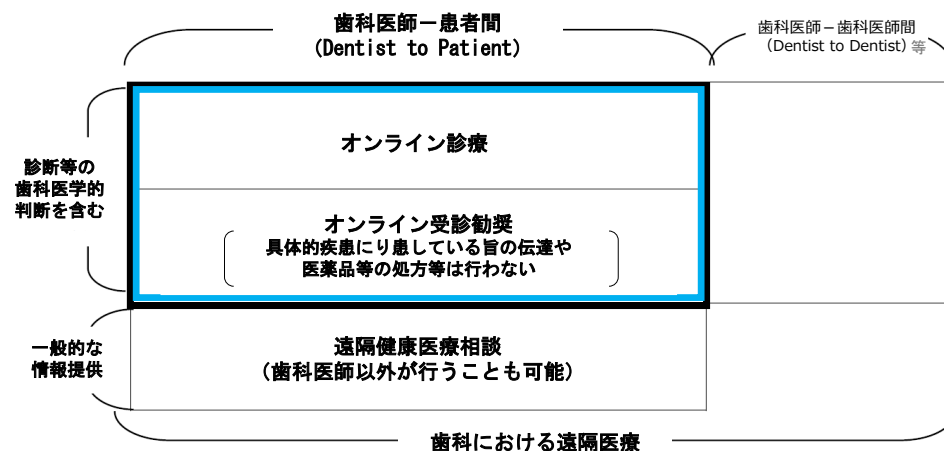
歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針（仮称） 骨子案①

<目次案>

- 1 オンライン診療を取り巻く環境
- 2 本指針の関連法令等
- 3 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象
 - (1) 用語の定義
 - (2) 本指針の対象
- 4 オンライン診療の実施に当たっての基本理念
- 5 指針の具体的適用
 - (1) 歯科におけるオンライン診療の提供に関する事項
 - ア 歯科医師－患者関係／患者合意
 - イ 適用対象
 - ウ 診療計画
 - エ 本人確認
 - オ 薬剤処方・管理
 - カ 診察方法
 - (2) 歯科におけるオンライン診療の提供体制に関する事項
 - ア 歯科医師の所在
 - イ 患者の所在
 - ウ 患者が歯科衛生士等という場合のオンライン診療
 - エ 患者が歯科医師という場合のオンライン診療
 - オ 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
 - (3) その他オンライン診療に関連する事項
 - ア 歯科医師教育／患者教育
 - イ 質評価／フィードバック
 - ウ エビデンスの蓄積

<指針の対象>

- 歯科における遠隔医療のうち、オンライン診療をその対象とする。
- オンライン受診勧奨については、一定の歯科医学的判断の伝達を伴うものであり、誤った情報を患者に伝達した場合にはリスクが発生するため、本指針の対象とする。
 - ※ 「オンライン診療」を「オンライン受診勧奨」と読み替えて適用。但し、直接の対面診療を前提とせず、処方も行わないため、一部は適用しない。
- 遠隔健康医療相談については、本指針の対象とはしない。
- 歯科医師が情報通信機器を通して患者を診療する際に、歯科医師と患者の間にオンライン診療支援者が介在する場合のうち、オンライン診療支援者は単に情報通信機器の操作方法の説明等を行うに留まる場合のほか、歯科医師が歯科衛生士等に対して診療の補助行為を指示する場合は、歯科医師－患者間で行われるオンライン診療の一形態として、本指針の対象とする。
- 歯科医師が患者に対して通信機器を通じた診療をしていない状態で、歯科医師が歯科衛生士等の医療従事者に対してオンラインで指示を行い、その指示に従い当該医療従事者が診療の補助行為等を行う場合は、本指針の対象とはしない。



「5 指針の具体的適用」について

- 歯科におけるオンライン診療を実施するにあたり、「最低限遵守する事項」及び「推奨される事項」を、その考え方とともに示す。
- 本指針の理解を容易にするため、必要に応じて、オンライン診療として「望ましい例」及び「不適切な例」等を付記する。

指針の具体的適用（オンライン診療の提供に関する事項）【考え方】

(1) 歯科医師－患者関係／患者合意

- 歯科におけるオンライン診療においては、歯科医師と患者が相互に信頼関係を構築した上で行われるべきであるため、双方の合意に基づき実施される必要がある。
- オンライン診療は、歯科医師側の都合で行うものではなく、患者側からの求めがあってはじめて成立するものである。
- オンライン診療の利点や生じるおそれのある不利益等について、歯科医師から患者に対して十分な情報を提供した上で、患者の合意を得ることを徹底する。
- その上で歯科医師が適切にオンライン診療の適用の可否を含めた歯科医学的判断を行う。

(2) 適用対象

第3回検討会の論点

(3) 診療計画

- 歯科医師は、患者の口腔等の状態について十分な歯科医学的評価を行った上で、歯科医療の安全性の担保及び質の確保・向上や、利便性の向上を図る観点から、オンライン診療を行うに当たって必要となる歯科医師－患者間のルールについて、「診療計画」として、患者の合意を得る。
- 診療を行う歯科医師が代わる場合に、「診療計画」を変更することによりオンライン診療の曜日や時間帯の変更など、患者の不利益につながる場合は、患者の意思を十分尊重する。

(4) 本人確認

- 患者が歯科医師に対して口腔等の状態に関する情報を伝える際は、歯科医師は歯科医師であることを、患者は患者本人であることを相手側に示す。

(5) 薬剤処方・管理

- 医薬品の使用は多くの場合副作用のリスクを伴うものであり、その処方に当たっては、効能・効果と副作用のリスクとを正確に判断する必要であるため、医薬品を処方する前に、患者の口腔等の状態を十分評価できている必要がある。
- オンライン診療は、診察手段が限られることから診断や治療に必要な十分な歯科医学的情報を得ることが困難な場合があり、安全に処方することができない医薬品がある。
- 医薬品の飲み合わせに配慮するとともに、適切な用量・日数で処方し過量処方とならないよう、歯科医師が自らの処方内容を確認するとともに、薬剤師による処方チェックを経ることを基本とし、薬剤管理には十分に注意が払われるべきである。

(6) 診察方法

- オンライン診療では、得られる情報に限りがあるため、歯科医師は、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の口腔等の状態に関する有用な情報を得られるよう努めるべきである。

指針の具体的適用（オンライン診療の提供体制に関する事項） 【考え方】

(1) 歯科医師の所在

- 歯科医師は、必ずしも歯科医療機関においてオンライン診療を行う必要はないが、騒音のある状況等、患者の口腔等の状態に関する情報を得るのに不適切な場所でオンライン診療を行うべきではない。
- 歯科診療の質を確保する観点から、歯科医療機関に居る場合と同等程度に患者の口腔等の状態に関する情報を得られる体制を確保しておくべきである。
- 患者の口腔等の状態に関する情報を保護する観点から、公衆の場でオンライン診療を行うべきではない。
- 患者の急病急変時に適切に対応するためには、患者に対して直接の対面診療を速やかに提供できる体制を整えておく必要がある。また、責任の所在を明らかにするためにも、歯科医師は歯科医療機関に所属しているべきである。

(2) 患者の所在

- 患者の所在が医療提供施設であるか居宅等であるかにかかわらず、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることのないよう、患者のプライバシーに十分配慮された環境でオンライン診療が行われるべきである。
- 清潔が保持され、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるような場所でオンライン診療が行われるべきである。

(3) 患者が歯科衛生士等という場合のオンライン診療

- 患者の同意の下、オンライン診療時に、患者は歯科衛生士等が側にいる状態で歯科診療を受けるもの。

(4) 患者が歯科医師という場合のオンライン診療

- 情報通信機器を用いて歯科診療を行う遠隔地にいる歯科医師は、事前に直接の対面診療を行わずにオンライン診療を行うことができ、かかりつけ歯科医等の歯科医師は、遠隔地にいる歯科医師の専門的な知見・技術を活かした診療が可能となる。
- 患者の側にいる歯科医師は、既に直接の対面診療を行っているかかりつけ歯科医等である必要があり、情報通信機器を用いて歯科診療を行う遠隔地にいる歯科医師は、あらかじめ、かかりつけ歯科医等の歯科医師より十分な情報提供を受けること。
- 歯科診療の責任の主体は、原則として従来から診療しているかかりつけ歯科医等の歯科医師にあるが、情報通信機器の特性を勘案し、問題が生じた場合の責任分担等についてあらかじめ協議する。

(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）

- オンライン診療の実施に当たっては、利用する情報通信機器やクラウドサービスを含むオンライン診療システム及び汎用サービス等を適切に選択・使用するために、個人情報及びプライバシーの保護に配慮するとともに、使用するシステムに伴うリスク（機密情報の漏洩や不正アクセス、データの改ざん、サービスの停止等）を踏まえた対策を講じた上で、オンライン診療を実施することが重要である。

指針の具体的適用（その他オンライン診療に関連する事項） 【考え方】

(1) 歯科医師教育／患者教育

- オンライン診療の実施に当たっては、歯科医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、歯科医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない。

(2) 質評価／フィードバック

- オンライン診療では、質評価やフィードバックの体制の整備が必要である。
- 質評価においては、歯科医学的・経済的・社会的観点など、多角的な観点から評価を行うことが望ましい。
- 対面診療と同様に診療録の記載は必要であるが、対面診療における診療録記載と遜色の無いよう注意を払うべきである。
- 診断等の基礎となる情報(診察時の動画や画像等)を保管する場合は、医療情報安全管理ガイドライン等に準じてセキュリティを講じるべきである。

(3) エビデンスの蓄積

- オンライン診療の安全性や有効性等に関する情報は、今後のオンライン診療の進展に向け社会全体で共有・分析されていくことが望ましい。
- 歯科医師は、カルテ等における記録において、日時や診療内容などについて可能な限り具体的な記載をするよう心掛けるとともに、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努めることが望まれる。

ICTを活用した歯科診療等の取組等について

ICTを活用した歯科診療等の実施形態

診療形態	対象疾患/状態	実施内容概要	期待される効果
Dentist to Patient (with family)	摂食嚥下障害	食事指導、訓練、口腔清掃指導（家族が同席する場合もあり）	訓練・指導継続、摂食状況の向上
	口腔機能低下症	訪問口腔リハビリテーション、口腔機能低下症等の指導・管理	口腔機能の維持・改善、日々のリハビリ等の継続実施
Dentist to Patient with Dental Hygienist	術前術後の口腔管理が必要な状態	口腔内の状態を確認	歯科標榜のない病院でのかかりつけ歯科医師等のサポート
	口腔内に困難が生じている状態	訪問口腔リハビリテーション、口腔機能低下症等の指導・管理	居宅等での食事の様子がわかり、日常生活にあった食事訓練が可能
	食事に困難が生じている状態	ミールラウンド（患者側には食事の介助者等が同席）	対面での実施よりも患者の日常の食生活の確認が可能
	口腔内の衛生管理が必要な状態	（居宅等で）歯みがき指導等の口腔内の維持管理	歯科医師の移動時間の短縮
Dentist to Patient with 介護職員、Nurse、栄養士等	摂食嚥下障害	食事指導・リハビリテーション、口腔清掃指導、ミールラウンド	訓練・指導継続、摂食状況等の改善
	食事に困難が生じている状態	ミールラウンド	対面診療の代替、介護職員の歯科リテラシー向上
	口腔内の衛生管理が必要な状態	（居宅等で）歯みがき指導等の口腔内の維持管理	遠隔の歯科医師から直接指導を受けることで、患者側医療従事者の歯科知識・技術向上の期待
Dentist（専門）to Patient with Dentist（一般歯科）	口腔内の癌	退院後のフォローアップ	術後のフォローアップ患者の通院負担軽減
	摂食嚥下障害	評価・診療	専門性の高い治療、医科歯科連携のしやすさ向上

電話（写真、動画を用いたものを含む）を用いた歯科診療について①

○ 電話を用いた歯科診療について、口腔の把握状況に応じて、疾患に即した対応の割合が増えている傾向にあった。

(1) 初診患者（これまでに一度も対面診療を行ったことがない）に対する対応

	薬剤処方 (鎮痛剤等)	薬剤処方 (抗菌薬)	薬剤処方 (含嗽剤)	薬剤処方 (軟膏)	薬剤処方 (その他)	疾患の説明お よび経過観察	痛み等のセル フケア指導	口腔衛生指 導・管理	対面診療の受 診勧奨	その他
歯の痛み(22)	40.9(9)	13.6(3)	0.0(0)	9.1(2)	0.0(0)	50.0(11)			72.7(16)	4.5(1)
歯周組織の痛み、腫脹(16)	37.5(6)	43.8(7)	6.3(1)	0.0(0)	0.0(0)	56.3(9)		43.8(7)	68.8(11)	0.0(0)
智歯周囲の痛み、腫脹(10)	20.0(2)	20.0(2)	10.0(1)	0.0(0)	0.0(0)	80.0(8)			80.0(8)	0.0(0)
顎(関節・筋等)の痛み(11)	27.3(3)			9.1(1)	0.0(0)	54.5(6)	81.8(9)		100.0(11)	0.0(0)
粘膜の痛み・腫脹(13)	0.0(0)	7.7(1)	7.7(1)	23.1(3)	7.7(1)	76.9(10)			84.6(11)	0.0(0)

(2) 過去に対面診療を行ったことがあるが、今回電話を用いた診療を行った疾患（又は症状）に対しては対面診療を行っていない患者に対する対応

	薬剤処方 (鎮痛剤等)	薬剤処方 (抗菌薬)	薬剤処方 (含嗽剤)	薬剤処方 (軟膏)	薬剤処方 (その他)	疾患の説明お よび経過観察	痛み等のセル フケア指導	口腔衛生指 導・管理	対面診療の受 診勧奨	その他
歯の痛み(31)	54.8(17)	35.5(11)	0.0(0)	3.2(1)	0.0(0)	54.8(17)			61.3(19)	0.0(0)
歯周組織の痛み、腫脹(28)	53.6(15)	64.3(18)	25.0(7)	3.6(1)	0.0(0)	64.3(18)		46.4(13)	53.6(15)	0.0(0)
智歯周囲の痛み、腫脹(16)	56.3(9)	50.0(8)	18.8(3)	0.0(0)	0.0(0)	75.0(12)			68.8(11)	12.5(2)
顎(関節・筋等)の痛み(11)	36.4(4)			9.1(1)	9.1(1)	81.8(9)	81.8(9)		81.8(9)	0.0(0)
粘膜の痛み・腫脹(25)	16.0(4)	8.0(2)	36.0(9)	52.0(13)	8.0(2)	56.0(14)			48.0(12)	4.0(1)

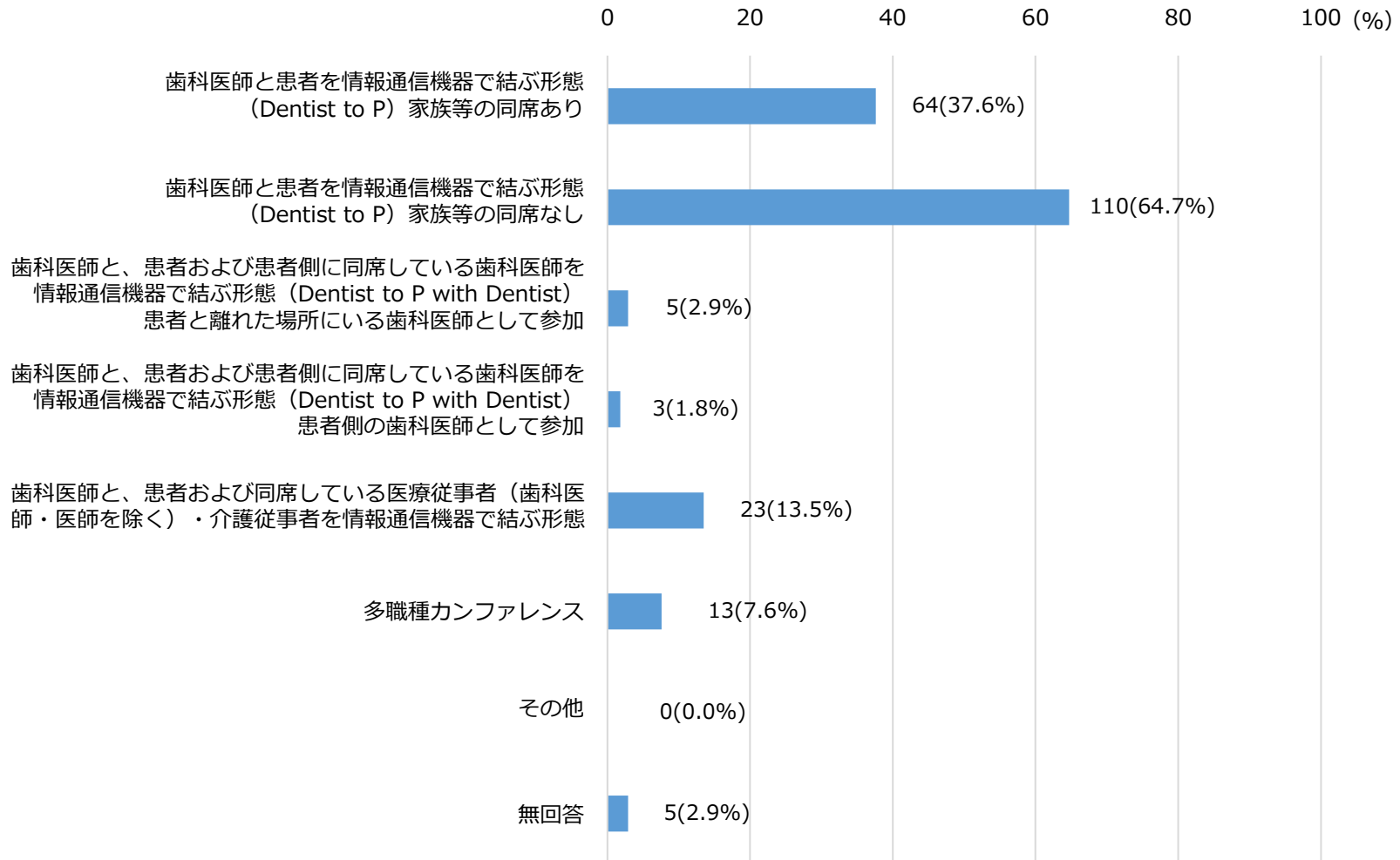
(3) 電話を用いた診療を行った疾患（又は症状）に対して、直近まで対面診療を行っていた患者に対する対応

	薬剤処方 (鎮痛剤等)	薬剤処方 (抗菌薬)	薬剤処方 (含嗽剤)	薬剤処方 (軟膏)	薬剤処方 (その他)	疾患の説明お よび経過観察	痛み等のセル フケア指導	口腔衛生指 導・管理	対面診療の受 診勧奨	その他
歯の痛み(43)	60.5(26)	34.9(15)	2.3(1)	2.3(1)	2.3(1)	62.8(27)			51.2(22)	0.0(0)
歯周組織の痛み、腫脹(51)	51.0(26)	64.7(33)	25.5(13)	11.8(6)	2.0(1)	49.0(25)		45.1(23)	39.2(20)	2.0(1)
顎(関節・筋等)の痛み(32)	46.9(15)			6.3(2)	9.4(3)	59.4(19)	68.8(22)		34.4(11)	0.0(0)
粘膜の痛み・腫脹(60)	10.0(6)	8.3(5)	45.0(27)	48.3(29)	15.0(9)	51.7(31)			40.0(24)	8.3(5)

電話（写真、動画を用いたものを含む）を用いた歯科診療について②

○ 電話を用いた歯科診療について、歯科医師と患者を情報通信機器で結ぶ形態の割合が多い傾向にあった。

（４）実際に行った診療の実施形態（複数回答可）



情報通信機器（電話を除く）を用いた歯科診療について①

○ 情報通信機器（電話を除く）を用いた歯科診療について、口腔の把握状況に応じて、疾患に即した対応の割合が増えている傾向にあった。

(1) 初診患者（これまでに一度も対面診療を行ったことがない）に対する対応

	薬剤処方 (鎮痛剤等)	薬剤処方 (抗菌薬)	薬剤処方 (含嗽剤)	薬剤処方 (軟膏)	薬剤処方 (その他)	疾患の説明お よび経過観察	痛み等のセル フケア指導	口腔衛生指 導・管理	対面診療の受 診勧奨	その他
歯の痛み(6)	50.0(3)	16.7(1)	16.7(1)	16.7(1)	16.7(1)	83.3(5)			50.0(3)	0.0(0)
歯周組織の痛み、腫脹(7)	57.1(4)	42.9(3)	42.9(3)	14.3(1)	14.3(1)	85.7(6)		57.1(4)	100.0(7)	0.0(0)
智歯周囲の痛み、腫脹(4)	50.0(2)	50.0(2)	50.0(2)	50.0(2)	25.0(1)	100.0(4)			75.0(3)	0.0(0)
顎(関節・筋等)の痛み(3)	33.3(1)			66.7(2)	33.3(1)	100.0(3)	66.7(2)		100.0(3)	0.0(0)
粘膜の痛み・腫脹(9)	0.0(0)	0.0(0)	22.2(2)	22.2(2)	0.0(0)	88.9(8)			55.6(5)	11.1(1)

(2) 過去に対面診療を行ったことがあるが、今回情報通信機器を用いた診療を行った疾患（又は症状）に対しては対面診療を行っていない患者に対する対応

	薬剤処方 (鎮痛剤等)	薬剤処方 (抗菌薬)	薬剤処方 (含嗽剤)	薬剤処方 (軟膏)	薬剤処方 (その他)	疾患の説明お よび経過観察	痛み等のセル フケア指導	口腔衛生指 導・管理	対面診療の受 診勧奨	その他
歯の痛み(10)	40.0(4)	10.0(1)	10.0(1)	10.0(1)	10.0(1)	50.0(5)			60.0(6)	0.0(0)
歯周組織の痛み、腫脹(9)	44.4(4)	55.6(5)	44.4(4)	11.1(1)	11.1(1)	88.9(8)		66.7(6)	66.7(6)	0.0(0)
智歯周囲の痛み、腫脹(6)	50.0(3)	50.0(3)	33.3(2)	16.7(1)	16.7(1)	66.7(4)			83.3(5)	0.0(0)
顎(関節・筋等)の痛み(8)	37.5(3)			25.0(2)	12.5(1)	75.0(6)	75.0(6)		75.0(6)	0.0(0)
粘膜の痛み・腫脹(8)	25.0(2)	25.0(2)	25.0(2)	25.0(2)	12.5(1)	100.0(8)			100.0(8)	0.0(0)

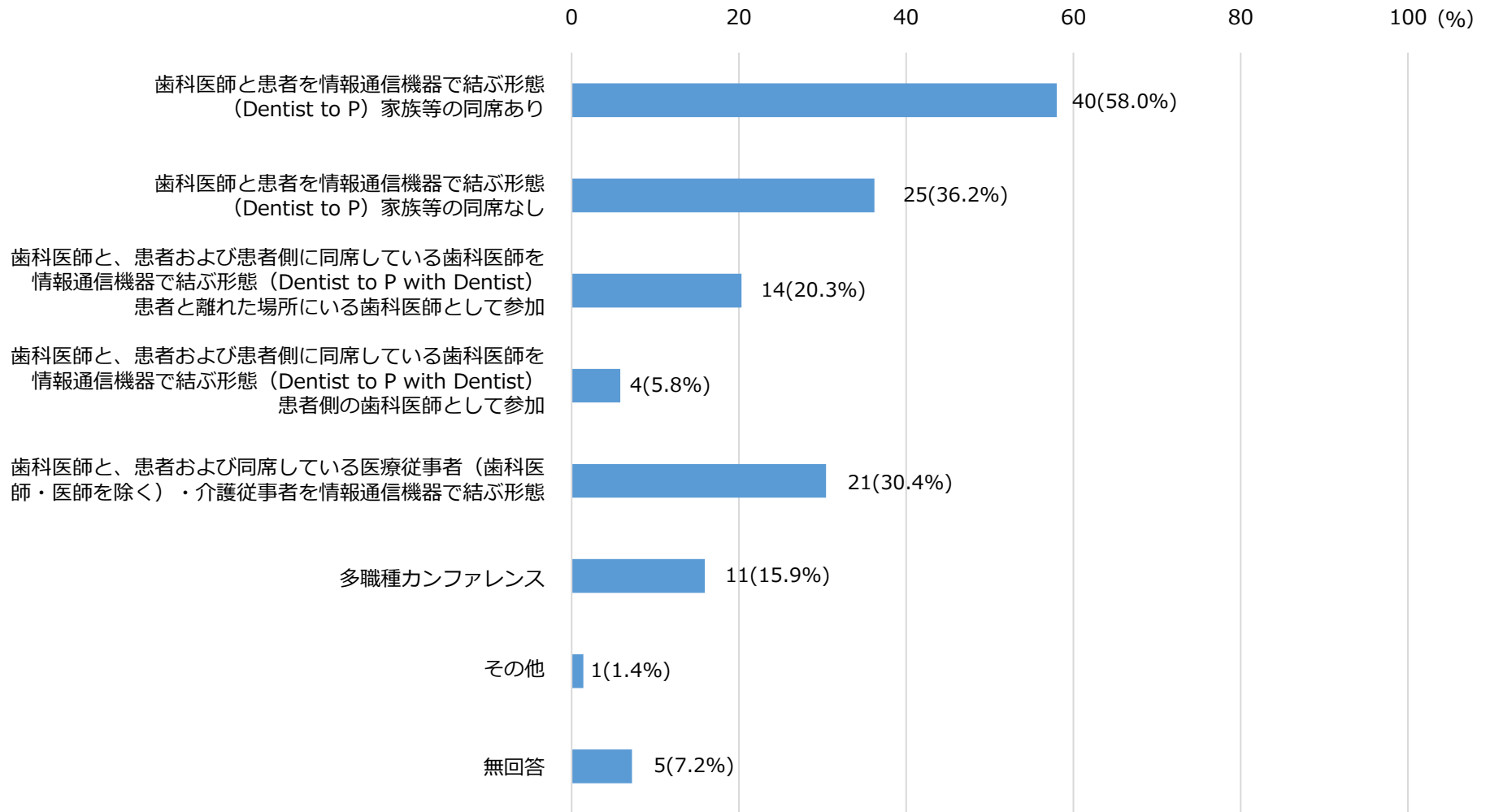
(3) 情報通信機器を用いた診療を行った疾患（又は症状）に対して、直近まで対面診療を行っていた患者に対する対応

	薬剤処方 (鎮痛剤等)	薬剤処方 (抗菌薬)	薬剤処方 (含嗽剤)	薬剤処方 (軟膏)	薬剤処方 (その他)	疾患の説明お よび経過観察	痛み等のセル フケア指導	口腔衛生指 導・管理	対面診療の受 診勧奨	その他
歯の痛み(9)	66.7(6)	44.4(4)	44.4(4)	11.1(1)	22.2(2)	66.7(6)			55.6(5)	0.0(0)
歯周組織の痛み、腫脹(11)	45.5(5)	36.4(4)	36.4(4)	27.3(3)	9.1(1)	90.9(10)		81.8(9)	63.6(7)	0.0(0)
顎(関節・筋等)の痛み(4)	50.0(2)			25.0(1)	25.0(1)	75.0(3)	75.0(3)		100.0(4)	0.0(0)
粘膜の痛み・腫脹(12)	16.7(2)	16.7(2)	16.7(2)	33.3(4)	8.3(1)	100.0(12)			58.3(7)	16.7(2)

情報通信機器（電話を除く）を用いた歯科診療について②

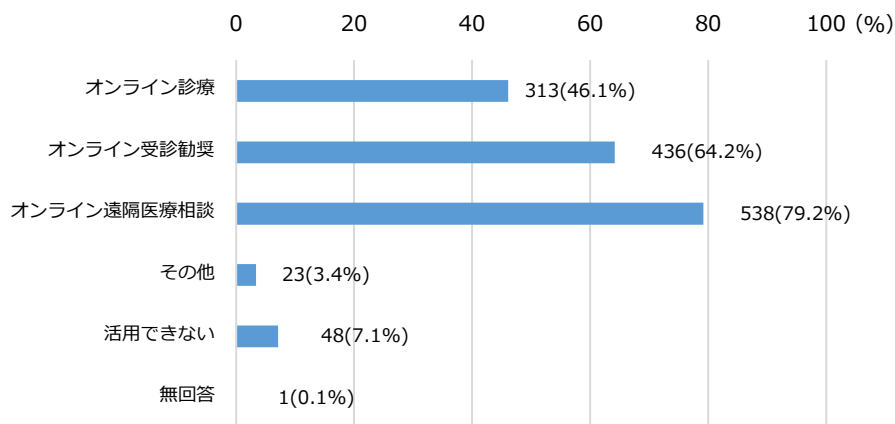
- 情報通信機器（電話を除く）を用いた歯科診療について、歯科医師と患者を情報通信機器で結ぶ形態の割合が多い傾向にあったが、医療従事者や介護従事者が患者側に同席した割合も多い傾向にあった。

（４）実際に行った診療の実施形態（複数回答可）

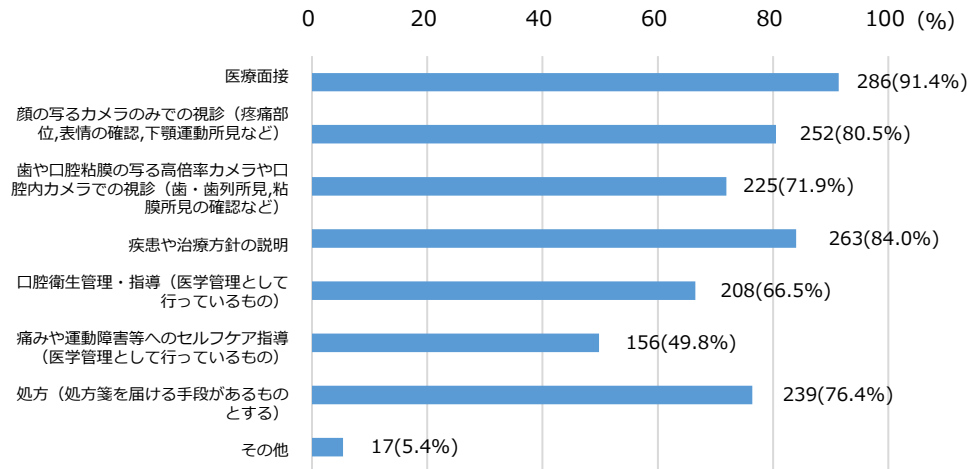


訪問歯科診療における情報通信機器の今後の活用について

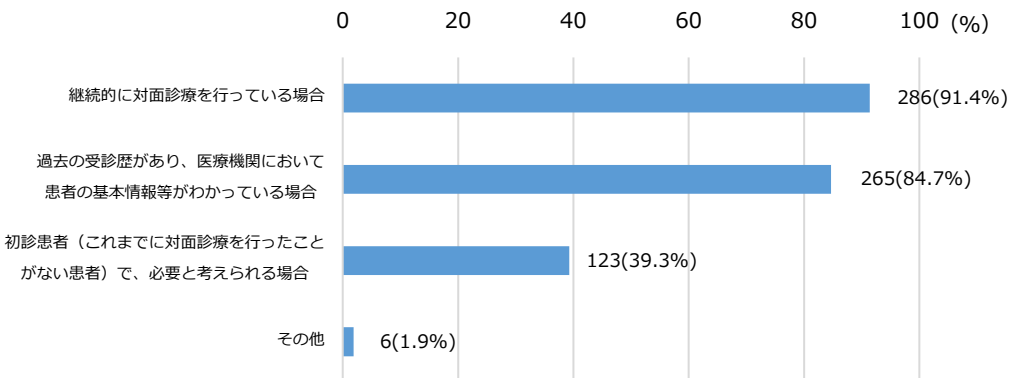
(1) 訪問歯科診療の領域において、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療など）が活用できると思う内容（複数回答可）



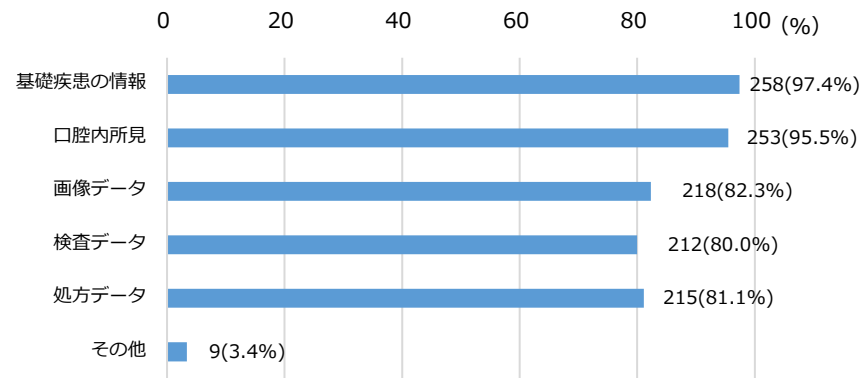
(2) 訪問歯科診療の対象患者でオンライン診療を活用できると思われる診療内容（複数回答）



(3) 訪問歯科診療の対象患者でオンライン診療が可能と考えられる状況（複数回答可）



(4) 過去に受診歴があり、医療機関において患者の基本情報等がわかっている場合、必要となる情報（複数回答可）



1. 全体論点

- 1-① 本検討会報告書（素案）の構成、及び盛り込むべき内容等について
- 1-② 「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」（仮称）の構成について

2. 個別論点

2-① 歯科におけるオンライン診療等として考えられる診療形態（タイプ）や対象疾患、治療内容等について

- 歯科診療は、いわゆる侵襲性のある処置や観血的処置も多い。
- 一方、口腔衛生指導や経過観察、手術後のフォローアップを含めた口腔管理等の非侵襲性の内容において、オンライン診療で行われている事例もある。
- オンライン診療の診療形態によって、実施可能な治療内容も変わってくる。



歯科におけるオンライン診療として、診療形態（タイプ）や対象疾患、治療内容等に応じて「望ましい例」及び「不適切な例」についてどのように考えるか。

2-② 歯科におけるオンライン診療の初診の取扱いについて

- 初診については、オンラインのみでは診断に必要な情報を必ずしも十分に得ることができない場合もある。
- 初診においても、以前対面診療を行ったことがある場合や、緊急を要する場合等、様々なパターンを考慮する必要がある。

（初診時に考えられるパターン例）

- ・ これまで一度も対面診療を行ったことがない患者の場合
- ・ 最近ではないが、以前対面診療を行ったことがある患者の場合
- ・ 患者の隣に医師等医療従事者がおり、診断に必要な情報を補足できる患者の場合

- ・ 疼痛等、緊急を要する患者の場合
- ・ 新興感染症感染拡大時等の場合



初診時に考えられるパターン例等も踏まえ、歯科におけるオンライン診療の初診の取扱いについて、どのように考えるか。